

## 函館テニス協会会費等に関する細則

- 第1条 (入会金) 正会員の入会金は、4,000円とする。
2. 一般団体会員の入会金は、2,000円とする。
  3. ジュニア会員・学生会員・函館地区高体連加盟高・実業団加盟団体会員の入会金は、免除とする。
- 第2条 (会費) 正会員の1会計年度の会費(以下「年会費」という。)は、6,000円とする。
2. 一般団体会員の年会費は、4,000円とする。
  3. ジュニア会員の年会費は、2,000円とする。
  4. 学生会員の年会費は、4,000円とする。
- 第3条 (団体加盟金) 一般団体の1会計年度の加盟金(以下「年加盟金」という。)は、新規登録時のみ、5,000円とする。
2. 実業団加盟団体の年加盟金は、15,000円とする。
  3. 高校の年加盟金は、12,000円とする。
  4. 団体会員は、会員名簿を毎年5月31日までに事務局に提出しなければならない。名簿に変更があったときは、速やかに事務局に届け出なければならない。
- 第4条 (入会金・年会費・加盟金の納入時期) 新入会員は、入会と同時に定められた入会金・年会費・加盟金(以下「年会費等」という。)を納入しなければならない。
2. 会員は、毎年5月31日までに年会費等を納入しなければならない。
- 第5条 (休会) 個人会員が長期出張・病気・出産など止むを得ない事情のあるときは、5月31日までに事務局に届け出て休会することができる。
2. 休会届は1年間有効とし、次年度も休会するときには、新たに休会届を事務局に提出しなければならない。
  3. 5月31日までに休会届の提出がない場合は、当年度の休会は認められず、年会費を納入しなければならない。
  4. 休会中の年会費は、これを徴収しない。
- 第6条 (年会費の督促および自然退会) 督促にもかかわらず会員が年会費等を納入しないときは、理事会の承認を得て自然退会したものとみなす。
- 第7条 (施行) この細則は、会則第24条により昭和51年4月15日開催の理事会の議決を経て、昭和51年4月1日より施行する。
- 第8条 (改正) この細則は、昭和51年4月15日一部を改正する。
2. この細則は、昭和56年4月25日一部を改正する。
  3. この細則は、昭和57年4月23日一部を改正する。
  4. この細則は、昭和58年4月25日一部を改正する。
  5. この細則は、昭和59年2月25日一部を改正する。
  6. この細則は、昭和61年10月19日一部を改正する。
  7. この細則は、昭和63年4月2日一部を改正する。
  8. この細則は、平成2年3月25日一部を改正する。
  9. この細則は、平成5年4月15日一部を改正する。
  10. この細則は、平成8年1月一部を改正する。
  11. この細則は、平成14年3月31日一部を改正する。
  12. この細則は、平成17年3月27日一部を改正する。